

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年1月5日付第201400143669号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後									改正前								
第1条～第15条 略									第1条～第15条 略								
別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）									別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業 分類	補助 事業	事業実 施主体	補助対象 経費	基準額	補助 率	重要 な 変更	申請添付 書類	実績添付 書類	事業 分類	補助 事業	事業実 施主体	補助対象 経費	基準額	補助 率	重要 な 変更	申請添付 書類	実績添付 書類
略									略								
②居 宅等 にお ける 医療 の提 供	訪問 看護 ステ ーシ ョン 熱中 症対 策支 援事 業	指定訪 問看護 ステー ション	看護師等が家 庭訪問等を行 う際の熱中症 対策に必要な 物品を購入す る費用 ・空調服、冷 却ベスト、ネ ッククーラ ー、冷蔵ボッ クス等	1か所 当たり 150 千円 ・一事 業所に つき申 請限度 は1回 とす る。 ・食 品、飲 料は対 象外と する。	1/2	・補 助対 象経 費の 増額	様式第1 号 様式第2 －71号 様式第3 号 カタログ 見積書	様式第1 号 様式第2 －71号 様式第3 号 請求書の 写し 支払を証 明する書 類	(新設)								
略									略								
③医 療従 事者 の確 保	新人 看護 職員 研修 事業	略	略	略	略	略	様式第1 号 様式第1 －2号 様式第2 －15号	様式第1 号 様式第1 －2号 様式第2 －15号	③医 療従 事者 の確 保	新人 看護 職員 研修 事業	略	略	略	略	略	様式第1 －2号 様式第2 －15号 様式第3 号	様式第1 －2号 様式第2 －15号 様式第3 号

								様式第3号 カタログ 見積書 給与の額 がわかる 書類	様式第3号 支出額の 根拠とな る書類 支払を証 明する書 類									カタログ 見積書 給与の額 がわかる 書類	支出額の 根拠とな る書類 支払を証 明する書 類
略									略										
③医療従事者の確保	中山間地域の病院看護師等確保事業	略	看護師確保に課題を抱える中山間地の病院に看護師を派遣する公立病院等に対し、看護師派遣に伴い新たに代替看護師を雇用する場合の人件費（報酬、賃金、共済費） <u>又は、コメディカル等の確保に課題を抱える中山間地の病院にコメディカル等を派遣する公立病院等に対し、派遣するコメディカル等の人件費（報酬、賃金、共済費）</u>	看護師1人あたり4,162千円（看護師派遣1人につき代替看護師1人とする） <u>コメディカル等</u> <u>4,162千円</u>	略	略	略	略	③医療従事者の確保	中山間地域の病院看護師等確保事業	略	看護師確保に課題を抱える中山間地の病院に看護師を派遣する公立病院等に対し、看護師派遣に伴い新たに代替看護師を雇用する場合の人件費（報酬、賃金、共済費）	看護師1人あたり4,162千円（看護師派遣1人につき代替看護師1人とする）	略	略	略	略		
略									略										

③医療従事者の確保	看護教育教材整備事業	看護師等養成施設(県立を除く)	略	略	略	略	略	略	略	③医療従事者の確保	看護教育教材整備事業	看護師等養成所(県立を除く)	略	略	略	略	略	略	略
略										略									
③医療従事者の確保	中山間地域におけるオンライン診療推進事業	へき地医療拠点病院、市町村立病院、へき地診療所、へき地等に該当する市町村又は当該市町村と連携してオンライン診療を実施する医療機関等	医師不足の課題を抱える中山間地域等において行う以下の取組について補助する。 ①オンライン診療を行うための情報通信機器等の導入に係る経費(オンライン診療に係るシステム等のアカウント費、初期設定費用等は初度経費に限る) ②オンライン診療時に患者の受診支援を行う看護師、リハ職員、事務職員等の派遣 ③冬期にオンライン診療会場に向かうための車両整備	①750千円 ②1人当たりの時間単価 <u>3,000円</u> ③2,000千円	①2/3 ②定額 ③1/2	略	様式第1号 様式第2-61号 様式第3号 (設備整備、車両整備) カタログ見積書	様式第1号 様式第2-61号 様式第3号 (設備整備、車両整備) 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該導入機器、車両の写真 (看護師、リハ職員、事務職員等派遣) 時間積算の根拠となる資料	③医療従事者の確保	中山間地域におけるオンライン診療推進事業	へき地医療拠点病院等	医師不足の課題を抱える中山間地域等において行う以下の取組について補助する。 ①オンライン診療を行うための情報通信機器等の導入に係る経費(オンライン診療に係るシステム等のアカウント費、初期設定費用等は初度経費に限る) ②オンライン診療時に患者の受診支援を行う看護師の派遣	①750千円 ②1人当たりの時間単価 <u>2,000円</u>	①2/3 ②定額	略	様式第1号 様式第2-61号 様式第3号 (設備整備) カタログ見積書	様式第1号 様式第2-61号 様式第3号 (設備整備) 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該導入機器の写真 (看護師派遣) 時間積算の根拠となる資料		

			に係る経費。 なお、当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料（自賠責保険料を含む。）及びリサイクル料金（シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金）は補助対象外とする。																
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略

③医療従事者の確保	歯科 技工士 養成 保対策事業	県歯科 医師会	一般社団法人鳥取県歯科医師会が行う県外歯科技工士養成学校進学者支援制度に係る支援金	1名当たり上限200千円/年	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2号-72号 様式第3号	様式第1号 様式第2号-72号 様式第3号 支出額の根拠となる書類
③医療従事者の確保	医療DX推進事業	診療所	これまで診療所の看護職員や事務職員が行っていた業務の一部をICT化するために新たに導入するICT	1施設あたり200千円	1/2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2号-73号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2号-73号 様式第3号 契約書の写し

略

(新規)
(新規)

			機器等の整備 に係る費用					検収書の 写し 支払を証 明する書 類
略								

略								

別記1
基準額 略

- (1) ~ (2) 略
- (3) 略
 - ア 看護師（3年課程）養成所（全日制）
 - 次の（ア）から（オ）の合計額に別表の調整率を乗じて得た額と（カ）の額の合計額
 - （ア）養成所1カ所当たり 17,751,000円
 - （イ）総定員が120名を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,061,000円
 - （ウ）略
 - （エ）生徒数に1人あたり 16,000円を乗じて得た額
 - （オ）～（カ）略
 - イ 准看護師養成所
 - 次の（ア）から（オ）の合計額に別表の調整率を乗じて得た額と（カ）の額の合計額
 - （ア）養成所1カ所当たり 8,866,000円
 - （イ）総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,061,000円
 - （ウ）略
 - （エ）生徒数に1人あたり 13,000円を乗じて得た額
 - （オ）～（カ）略

別表 略
別添 略

別記2
1 基準額

基 準 額
各病院内保育施設につき、1により算定した額から別添1の「病院内保育施設運営費補助事業における標準的な保育料等について」の2に基づき算定した保育料収入相当額を控除して

別記1
基準額 略

- (1) ~ (2) 略
- (3) 略
 - ア 看護師（3年課程）養成所（全日制）
 - 次の（ア）から（オ）の合計額に別表の調整率を乗じて得た額と（カ）の額の合計額
 - （ア）養成所1カ所当たり 16,178,000円
 - （イ）総定員が120名を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円
 - （ウ）略
 - （エ）生徒数に1人あたり 15,500円を乗じて得た額
 - （オ）～（カ）略
 - イ 准看護師養成所
 - 次の（ア）から（オ）の合計額に別表の調整率を乗じて得た額と（カ）の額の合計額
 - （ア）養成所1カ所当たり 8,080,000円
 - （イ）総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円
 - （ウ）略
 - （エ）生徒数に1人あたり 13,100円を乗じて得た額
 - （オ）～（カ）略

別表 略
別添 略

別記2
1 基準額

基 準 額
各病院内保育施設につき、1により算定した額から別添1の「病院内保育施設運営費補助事業における標準的な保育料等について」の2に基づき算定した保育料収入相当額を控除して

<p>得た額と、2により算定した額の合計額。</p> <p>1 基本額</p> <p>(1) A型特例（保育乳幼児1人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの） $1人 \times \underline{237,400}円 \times 運営月数$</p> <p>(2) A型（保育乳幼児4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの） $2人 \times \underline{237,400}円 \times 運営月数$</p> <p>(3) B型（保育乳幼児10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上有するもの） $4人 \times \underline{237,400}円 \times 運営月数$</p> <p>(4) B型特例（保育乳幼児30人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員10人以上有するもの） $6人 \times \underline{237,400}円 \times 運営月数$</p> <p>(注1)～(注2)略</p> <p>2 加算額</p> <p>(1) 24時間保育を行っている施設 $\underline{30,750}円 \times 運営日数$</p> <p>(2) 病児等保育を行っている施設（別添2参照） $\underline{278,340}円 \times 運営月数$</p> <p>(3) 児童保育を行っている施設（別添3参照） $\underline{14,760}円 \times 運営日数$</p>	<p>得た額と、2により算定した額の合計額。</p> <p>1 基本額</p> <p>(1) A型特例（保育乳幼児1人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの） $1人 \times \underline{180,800}円 \times 運営月数$</p> <p>(2) A型（保育乳幼児4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するもの） $2人 \times \underline{180,800}円 \times 運営月数$</p> <p>(3) B型（保育乳幼児10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上有するもの） $4人 \times \underline{180,800}円 \times 運営月数$</p> <p>(4) B型特例（保育乳幼児30人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員10人以上有するもの） $6人 \times \underline{180,800}円 \times 運営月数$</p> <p>(注1)～(注2)略</p> <p>2 加算額</p> <p>(1) 24時間保育を行っている施設 $\underline{23,410}円 \times 運営日数$</p> <p>(2) 病児等保育を行っている施設（別添2参照） $\underline{187,560}円 \times 運営月数$</p> <p>(3) 児童保育を行っている施設（別添3参照） $\underline{10,670}円 \times 運営日数$</p>
<p>別添1～別添4 略</p> <p>別記3～別記6 略</p>	<p>別添1～別添4 略</p> <p>別記3～別記6 略</p>

第2 様式第2-61号及び様式第2-63号を別添のとおり改正し、様式第2-71号、様式第2-72号及び様式第2-73号を別添のとおり追加する。

附 則

- この要綱は、令和8年5月15日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。
- 令和8年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、別表に掲げる事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。